

静岡県告示第65号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年2月1日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1 - { 1 - [1 - (4 - ブロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン及びその塩類 (通称名 B r o r p h i n e)	令和4年1月29日
5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類 (通称名 C U M Y L - C H - M E G A C L O N E 、 C U M Y L - C H M E G A C L O N E 、 C H M - S G T - 1 5 1)	令和4年1月29日
メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称名 5 F - M D M B - P 7 A I C A)	令和4年1月29日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。